

告 示

埼玉県告示第千二百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人プラジャ
- 三 代表者の氏名
菅家 弘道
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市西川口三丁目十五番二十三号パラダイスヴィラ二F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、タイ国プーケット県において職業・文化交流を主としたタイ国と外国人長期滞在者との交流促進と、外国人長期滞在者の生活の安全と安心をサポートする事業を行うと共に、インド洋津波犠牲者慰霊碑の管理及び慰霊祭の開催を継続し、国際交流と地域安全の活動に寄与することを目的とする。